

1. 議事日程第2号

(平成20年第6回大口町議会定例会)

平成20年6月6日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

日程第3 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎭	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
総務部参事 兼 情報課長	小島 幹久	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	会計管理者	前田 守文
教育部長兼 生涯学習課長	三輪 恒久	行政課長	前田 正徳
企画財政課長	近藤 勝重	税務課長	松浦 文雄

生活課長	村田貞俊	福祉課長	馬場輝彦
保険年金課長	吉田治則	健康課長	河合俊英
建設課長	野田透	都市開発課長	近藤定昭
下水道課長	江口利光	監査委員 事務局員長	掛布賢治
学校教育課長	近藤孝文		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局長 議次	佐藤幹広
--------	-----	--------------	------

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

田中議員より遅刻の届けが出ておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（吉田正輝君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 新旧対照表2ページのところですけれども、新の方には、5条の3号というところですね。次の各号のいずれかに該当する者であるということで、非常勤消防団員、もしくは非常勤水防団員、または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、もしくは応急措置従事者という新しい、協力をしていただけた人が新の方で載っておるわけですが、こういう方というのは、例えば救急業務の協力者だとか、それから消防作業従事者だとか、水防従事者、それから応急措置従事者というのはどうやって認定するんですか。ちょっとそれがわからないんですけれども、例えば現場でそういうことに協力しておられる人がいますよね。それをすべて、例えば町なら町の方で認定をされるんですか。そこら辺、ちょっと教えていただきたいんですが。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） ただいま消防の作業等についての従事者の認定についての質問をお受けしました。法律の方では、例えば消防作業従事者ですと、当該消防対象物の関係者、その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火、もしくは延焼の防止、または人命の救助を行わなければならないというような規定がありまして、火災を発生させた者、火災の発生に直接関係がある者、火災が発生した消防対象物の居住者または勤務者、それと火

災の現場付近にある者、そういった方が消火の作業に従事されることがあると思います。それで、認定につきましては、そのように認められるかどうかですけれども、私の方ではちょっと把握しておりません。そのときに、消防署、あるいは消防団長が、そういった作業に従事していたかどうか確認されるものと思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私、何でそんな質問をしたかという、よく私、例に挙げて出すんですけども、アメリカの「シッコ」という映画ね、マイケル・ムーア監督の。これを見ていただくとよくわかるんですけども、9・11の貿易センタービルの救援活動にかなりのボランティアの人が行っているんですよ。それで、そのときの市長さん、ジュリアーニさんという人だったと思うんですけども、この市長さんが、そういう作業で、例えば肺に疾患を受けたりとか、いろいろあるわけですよ。そういうものについては補償しますよということをするんですよ。言っている場面を映し出しているんですけども、しかし、現実にはそうした補償が受けられない人がアメリカには大勢おるといのが、これはドキュメンタリーの映画ですので、出てくる人は本当に当事者なんですよ。俳優でも何でもいない人たちなんですよ。例えば肺気腫になったりだとか、そういうことで苦しんでおられるんですけども、何の補償もないんです、そういうところに従事されても。

結局どうということかという、それが原因でその病気を発症したかどうかということが問題になってくるんですよ。それを自分で証明しないことにはこういう補償が受けられないということになっちゃっているんですよ。私、それをこの今の公務災害の補償条例の中で心配しているんですよ。一体この現場に従事したかどうかということをだれが証明するのか。証明する人がなかったら、災害補償条例に基づいた補償はもらえないということになるわけでしょう。そういうことになりますよね。だから、これ、9・11のボランティアで救援活動に行った人たちと同じような状況が今のこの条例の中では起こってしまうことがあり得るんですよ。こちら辺の運用面を町の方もきちっとしておかないと、同じことが起こるんです。

だから、今までだったら、消防団員だとか、水防団員だとか、一定の公務員、特別公務員というんですか、地方公務員的なそういう人たちを対象にしていたけれども、その範囲の枠を広げたわけですよ。救急業務協力者とか、従事者とかいうことにして、要するに範囲を広げたわけですよ、補償の対象の範囲を。そうすると、だれかがこういう業務に従事したということを確認してもらわないことには実際の補償が受けられないことになっちゃうんですよ。だから、そこをきちっと決めていってもらわないと、現実にはこの補償条例が生きてこないだろうというふうに思うんですよ。そこら辺は今どういうふうに考えてみえるんですか。そこ、ちょっと

はっきりさせてください。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回のこの第5条の第3項の改正であります、新旧対照表を見ますと、新たに消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、もしくは応急措置従事者が加わったというような新旧対照表になっておるわけですが、実は旧の方の消防作業従事者等、この中に既に今回明確に表現をしました対象者については入っておりまして、運用としては従来どおり何も変わらないというふうに認識しております。

それから、今、現場での協力者等について、どのように証明、あるいは認めていくかということでございますが、やはり火災であれば、その火災現場での責任者が認めるというようなことが手続的には必要になってくるだろうと思いますし、救急の現場におきましても、その現場できちっとした証言というんですか、そういうものがとれて、なおかつ現場を統括しておる者がそれを認めていくということが書類的にできれば、今のこの条例の適用になっていくというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） だから、それは証明できていけば、そうなるんですけど、証明ができるようなシステムをつくってもらわないと実際には運用できないですよ、現実の話として。違いますか。だから、それを問題にしているんです、私。だって、だれが証明するんですか。それだってはっきりしていないでしょう、この中で。だれが証明するんですか。だから、そういうのを一つ一つはっきりさせていかないと、消防団員の人はいいですよ、まだ。そこでちゃんと点呼をやって、消防分団長さんたちが点呼して集まってきた人たちをちゃんと把握するわけだからいいわけだけれども、それ以外の人たち、協力者の人たちはどうやって把握するんですか。だから、把握する仕組みをちゃんとつくっておかないと運用ができないんだと思うんですよ。そうしないと、後から、例えばこういうことがもとで病気が出たというときには自分で証明しなくちゃいけなくなっちゃうんですよ。これは本当に困難なことなんです。せっかくボランティアで救助にいただいた人に、後からまた御苦労をかけるというようなことがあってはならないと思うんですよ。だから、そういう仕組みをちゃんとつくってほしいということを言っているんですよ。どうですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私、議員さんが言われました映画、見ておりませんので、そのときの状況というのはよくわかりませんが、ボランティア、ボランティアという話が出ておるんですけども、基本的に念頭に置いておるのは、火災現場、さらには救急の現場

においての話でありまして、その後の作業のボランティアというのがそれに該当するかどうかというのは、私も今この場でお答えを明確にすることはできません。あくまでも消防の現場、火災の現場、さらには救急の現場において、正規の、あるいは非常勤の職・団員が本来の消防、あるいは救急の業務に従事をするわけでございますが、それ以外にその現場においてその作業に協力していただけた方に限ってこの災害補償条例の適用を受けるというものでございまして、先ほどもお話をしましたように、火災現場におきましてはその火災現場での最高責任者が、あるいは救急の現場においては、やはりそのような立場の者が最終的には認めれば、要するにこの補償条例の適用を受けるということになるというふうに思いますが、さりとて、火災現場を統括しておる者がすべての従事者を、正直その現場等で把握しておるわけではございません。その中では、実際に作業に従事しておっていただけたかどうかはそこに従事しております者がそれなりの証明をするというんですか、そのようなことが書類手続上には必要になってくるのではないかというふうに考えております。今、そのシステムをつくるというようなお話がございましたが、火災についてはおおむね消防が現場本部を設置しますし、常備消防が帰った後も非常備の消防団がそれを受けまして、現場での組織系統は明確になっておるわけですけれども、救急については、正直私もその現場での状況、どのような組織形態になっておるか、状況がよく私自身は承知をしておりませんので、そんなことが可能なかどうか、一度現実に救急の現場等につきまして、よく丹羽広域等のお話を聞きまして、そんなことがやれるならやりたいというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） ないようですので、これをもって議案第30号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第31号 大口町税条例の一部改正について、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ちょっとよくわからんもんですから、教えていただきたいんですけど、総務部長さん、いっぱいおとついは読んでいただいて、本当に御苦労さんでございました。

わからんのは、25ページにあるんですけども、「源泉徴収選択口座内配当等」という言葉があるんですけども、一体これは何でしょうか。この言葉がよく出てくるんですね。一体何ですか、教えてください。

それから、28ページですけども、ここの22号の2行目のところに「条約適用配当等について適用し」ということが書いてあるんですけど、この条約適用配当等というのは一体何でしょうか、教えてください。

それから、29ページですけれども、第3条の第3項のところで「同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る」というのがあるんですけれども、そこに該当する法人というのは一体どういう法人なんですか。ちょっとよくわからんもんですから、もう一度御説明がいただきたい。

それから、78ページですけれども、町税条例の一部改正の要旨というのがあるんですが、その住民税の(1)の アというのがあるんですが、これは老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合は特別徴収しないということだと思んですが、そういう人で課税されるようなことというのはあるんですか、住民税。ちょっとわからんもんですから、教えていただきたいのですが。

それから、当然コンピューターとか、システムの変更が伴うと思うんですけれども、その予算は一体どういうふうになっておるんでしょうか。こういうものが出てきているわけですから、予算もどこかでもうつけられておるのか、どういうふうなのか、ちょっとそこら辺も御説明がいただきたい。

それからあと、79ページの2の(2)ですね。個人住民税における寄附金税制の見直しということで、この アについて、私、全然意味がわからないもんですから、教えていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 吉田議員さんから御質問を受けました。

回答の順番は前後しますけど、わかる方から順に説明させていただきます。

まず、78ページの一部改正要旨の中の個人住民税に係る公的年金からの特別徴収制度を導入するということで、 アの年金給付の年額が18万円未満である場合というのは、議員の言われたとおり、当然18万円で課税はありません。こういう法律の改正で通知をいただいております。うちが思っておりますのは、65歳以上というのと、まず控除の関係で120万円と基礎控除28万がありますので、その分を引くと、件数だけは拾わせていただきました。今回の改正によって影響が出てくる方ですけど、20年の5月1日現在で65歳以上の方を調べてみますと、1,348名の方が該当になってきます。その中で269名が均等割だけがかかる方となってまいります。国の試算でいきますと、大方2割ぐらいの推定をされております。

それと、ソフトの変更に伴う予算ですけど、情報課の電算の方で大方、隣接市町と調整をさせていただいたところ、200万ぐらいでどうかということで情報課さんの方で計上させていただいております。

続いて、79ページの個人住民税の寄附金税制の見直しの中の、今回の個人住民税の寄附金と言われておりますのは、昨年、1年前に戻りますと、「ふるさと納税」という言葉が大半で使

われておりました。その後、国の研究会等で研究をされて、限定して市町村に寄附するという事は非常に好ましくないという異論があり、今回の寄附金制度に、限定をせず、どこの市町村でも寄附するという方向が決定をされ、今回の法律改正となりました。

今回のものは、21年度分以後の個人町民税に反映されるものであり、質問の でありませうけど、この分については、 の方が均等割のような関係で、最低下限が5,000円に限定をさせていただいておることから、 の方は、地方公共団体に対する寄附金から、最低下限の控除率5,000円を引いた10%が今の説明書きになっております。 の方は、最低下限の5,000円を引いて、90%から所得税による限界税率というものがゼロから40%ございます。所得に応じてパーセントが限定されておりますので、その率を引いて控除額が定まってくるというもので、

と の合計金額が、今回の改正によって所得税より税額控除になるものです。例えば給与収入700万で夫婦2人のケースで例を挙げさせていただきますと、所得税の限界税率が10%となってきます。住民税の所得割額が29万3,500円、例えば4万円を寄附されたと。そうすると、5,000円を引いて、3万5,000円が寄附控除対象額となり、その中から1割所得税の所得控除による税額軽減で3,500円を引いて、住民税の税額控除は3万1,500円となります。その合計でいきますと、新聞報道ではすべて税額控除できるような言い回しをしておりますけど、すべてが控除できるものではありません。

その中で、税務課もちょっと試算をさせていただきました。所得割10万円の、例えばそういう方が1万円を寄附したときは、 の方が1万引く5,000円の1割ということで500円、2番の方が、1万円引く5,000円に、90%から5%を引いた率を掛けてみますと4,250円で、合計で、4,250円と500円足して4,750円が税額控除できる金額となります。

また、大きい金額で、例えば50万円の方が10万円を寄附した場合におきますと、 でいきますと、10万円から5,000円を引いて、1割の9,500円。 で10万円から5,000円の掛けることの90%から、この方は所得で20%に限界税率が当てはまるということで6万6,500円。本来であれば6万6,500円と9,500円の合計でありますけど、限度額が決められておりますので、 については、個人住民税の所得割額の10%を限度とするとなっておりますので、50万円寄附した場合においても、5万円と の9,500円を足して5万9,500円という結果になります。

続きまして、25ページの中に源泉徴収選択口座というものがたくさん出てくるけど、どんなようなものかということでございます。法人に関するもので、申告のときに源泉徴収選択口座というものを選択していただくと、その税に係る内容が変更されるということで、申告のときに提示をしていただく内容になっております。

28ページの条約適用配当等と29ページの3項については、直ちに調べて、すぐに報告したいと思っております。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 65歳以上の人で年金から特別徴収できる人が5月1日現在で1,348人、そういう御報告もありましたけれども、国民健康保険税も年金から天引きをするというのが、70歳以上だったですか、65歳以上だったですか。ところが、国民健康保険税で見ると、担当者の人に聞いてみたんですが、既に口座振替になっておる人が98%とか99%なんですね、国民健康保険税は。だから、年金から別に天引きしなくても、ほとんどの人がもう既に口座振替になっているんですよ。

今度、住民税の1,348人のうち、既に口座振替になっている人というのは一体どのくらいいるんですか。恐らく国民健康保険と一緒にだと思うんですよ。あれ、一つの税目を選ぶと、全部口座から落ちるように原則的になっていますよね。落ちちゃうんですよ、口座振替を頼むと。だから、ほとんどの人がもう年金から天引きしなくても、恐らく口座振替なんです、こういう人たちは。何でこんなことまでやらなあかんのかということが非常にどこの自治体でも問題になってきていることだと思いますよ、わざわざ。私はそう思うんですけども、町の方はいかがにお考えですか。

議長 (吉田正輝君) 税務課長。

税務課長 (松浦文雄君) 千三百何人かの中で、確かに口座振替は、18年度の口座振替の率を見ても、かなり高い数値を得て、たくさんの方が口座振替制度を利用して見えます。件数の中身についてはちょっと資料が今ありませんので、申しわけないですけど。今回、突然こういう時期に、国民年金受給者の普通徴収の方に限って、また介護保険とかと同じような方法で引き落としをされたという質問でありますけど、この件は、国の方で既に2年ほど前からこの制度で公的年金の方から引き落としをするという閣議決定がされていると、この間うち読んだ文献の中に書いてありました。その協議が再三なされた結果、今回の法律改正に至ったということで、税務課サイドでいえば収納がうまくいくというようなことで、収納率のアップとまではいきませんが、適正な収納に努めるという判断のもと、改正されたものと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 国保でも98%から99%、もう既に口座振替になっているんですよ、これらの人たち。だから、今、年金から天引きしても収納率はアップしないんだそうですよ。ほとんど変わらないんだそうです、お尋ねしますと。住民税も多分同じことが言えると思うんですよ。だから、なぜここの年代のところをターゲットにして年金から天引きするのか、本当にわ

からないですよ。どこの自治体でも多分そうだと思うんです。今の65歳以上の人だと、これから将来、先のことはわからんですけれども、年金のある人がほとんどだもんだから、その年金を当てにして、口座からこういうものが落ちるようにしてあるという人がほとんどなんですよ。それをわざわざ年金から天引きして、一体どういうメリットがあるんだということが本当に見えてこないというのが、今回の国保税もしかりですし、それから後期高齢者医療制度の保険料も年金から天引きされている。これもしかりなんですよ。後期高齢者医療に移行した人たちも、その前はといたら、国民健康保険税なり払っておったわけですからね、それも口座振替で。だから、年金から天引きするメリットというのは、悪いですけどないんですよ。こんなことは、地方自治体の職員の方々の事務をかえってふやすばかり、こういう状況に現実にはなっているんです。やっぱりそこら辺をちゃんと認識しないとだめですよ。全然簡素化になっていない。簡素化どころか、複雑化しているだけ。住民から言わせると、既に口座振替の届け出も出してあるのに、年金から天引きされるとなると、これは二重で天引きされるんじゃないかということだって考えてみえる人、いっぱいおられたんですよ、後期高齢者医療のとき。後期高齢者医療の保険料が天引きされたわけでしょう。それまでは国保に入っておったわけですよ。そういう人たちは口座振替になっておったわけですよ。だから、両方から引かれえへんかしらんとってすごく心配された人も多分おられて、役場の方にもそういう問い合わせなどもあったと思うんです。かえってこれは複雑化させて、住民の皆さん方を混乱させ、なおかつ職員の皆さん方の負担をふやしているだけではないかと。しかも、収納率には影響しない。こんなひどいことはやっぱりやめなさいということ、よく調べて、担当者任せにせず、ちゃんと上役もそういうのを調べて、県なり国なりに上申すべきじゃないですか。副町長さん、どうですか。

議長（吉田正輝君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 今回、議員から御指摘のように、口座振替によるという形の中についてはいろんな御意見等も出ておるとい状況でございます。御承知のように、今こういった関係につきましても種々検討がされて、一定の方向を出したいということで検討もされておる状況でございます。私どもとしては、当然のことながら、こういった税を預かる、あるいは国民健康保険、そういった形の中での方途につきましては、今の提案理由にございますように地方税法という形の中で改正をされるわけでございます。そういったものについては、一定のものについては、私どももこれについて今の準じた形の改正をお願いするという形になりますので、議員からの御指摘、そういったものについては御意見としてはお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 非常に合理性もない、効率性もない無駄な改正というふうに私も思うんですが、税金を問答無用で、個人の権利である年金から天引きするという、こういうやり方、このことについて、まずどう思いますか。どう思っていますか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) やはり全体的に、税、あるいは料についての流れかなというふうに認識しています。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 日本だけなんですね、多分。例えば給料からも天引きをする、所得税、住民税を。これはいつ起きたかということ、戦時中、戦費を調達するということで、労働者の皆さんの給料から所得税を天引きする、これが始まったんです。それが、戦後、シャウブ勧告というのがありましたけれども、あのときに、日本はすばらしいいい制度を持っていると。これほど税金を集めやすい制度はないと言われたんですが、アメリカにまねて、今、日本は経済の仕組みやいろんなことを一生懸命やっておりますけれども、アメリカのサラリーマンは自分で自主申告をやって納税しておるでしょう。ですから、自分の税金はどういう計算のもとで、どういうふうに納めればいいのかということ労働者の皆さんもしっかり頭の中に入っていますよ。日本はどうか。給料から天引きされているもんだから、自分の税率が一体どういう根拠で、何%引かれているのかということが全然わからされていない。自覚させられていない。非常に税金問題については、国民はそういう意味では自覚できるような立場に置かれていない。それをさらにどんどんどんどん増長するような今のやり方なんですね。

今度は、給料をもらえない年金生活者になった人の年金から問答無用で保険料や税金をどんどん天引きしていくというやり方、これは税の仕組みや保険料の仕組みを国民の自覚から遠ざけてしまう。わからなくしてしまう。こういう極めて大きな弊害があるというふうに私は思っておりますし、もともと税金というのは、自分で計算をして、所定の経費を引いて、そして自分で申告をして、自分で納める。国民の義務であり、権利であるんで、あくまでも自主性に基づく、良心に基づく、そういう仕組みにしないとだめだと思うんですね。そういう意味で、国が地方税法を変えたから、もう問答無用でしょうがないんだということで、何も考えずに、それぞれ地方自治体がそれに従っていけばいいんだというような物の見方や考え方であったら、これは地方分権の流れと全然逆行でしょう。今、こういう仕組みの導入は、地方分権と全く逆行するやり方。それを何の批判もなく、無批判に地方がそれを受け入れていくとしたら、それ

もまた全く自主性のない、地方分権に逆行するあり方じゃないかというふうに思いますけれども、少なくともそういうことをよく受けとめて、考えて、問題意識を持って、市町村が県や国に対してしかるべきことはきちんと行っていくという姿勢がないと、地方分権なんていうのは名前ばかりになっていくんじゃないですか。いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 税金を納めるということは国民の義務であるというふうなお話でございますが、国民の義務である以上は、やっぱり納税者がそれを自覚するということが当然必要になってくるというふうに思います。

そういう中で、これもそうですけれども、要するに今回も年金からの特別徴収をするわけですが、それに関しては、対象になります老齢等年金給付の支払いをする者が特別徴収の義務者ということになります。これは全国共通のものになるわけございまして、そういう中で、私どもだけがというようなことはやはりちょっと筋が違う、流れが違うのかなというふうに思っています。

それと、このことが、今お話がありました地方分権の流れと違うというふうには、到底私どもとしては認識していないわけですが、そういう中で、どのように、今のそれを有効に、また町民の皆さんに還元していくかということ、どのように施策展開をしていくか。これが国のもとで、あるいは県のもとで画一的にやるのではなくて、その地域に合った形で、住民のニーズにこたえていくような形での予算の執行という形で進めていくということが地方分権ではないかなというふうに認識しております。ですから、税法等の改正に伴いまして、徴収の方法等が全国一斉に変わる。それによりまして出てくるいろんな所掌事務を含めましてですけれども、今回、この地方税法の改正による本町における町税条例の改正につきましても、その流れ、今の趣旨を十分理解した上で、この条例の改正について今回も提案をさせていただいておるといふつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） 私もちょっと、79ページの個人住民税における寄附金税制の見直しについてお尋ねしたいと思いますが、お聞きしたところによりますと、例えばの話ですが、住民税所得割額が10万円の方が、例えば夕張市が気の毒だから1万円寄附しましょうといって寄附したときの影響が、町民税減収額が4,750円、こういうふうには私はお聞きしておりますが、こういう制度がどこまでこれから普及していくのか私もよくわかりませんが、この大口町としてもある程度影響があるんじゃないかな、そんなふうには考えます。そういう点、いかがお考えで

しょうか、お尋ねします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回のこの地方税法の改正に伴います条例改正とあわせまして、この寄附金についてのPR、さらにはどのような所管でどういうふうにしていくんだというようなことが上級の機関の方から照会等が来ております。今お話がありましたようなことは、正直ひとつ我々としても真摯に受けとめて、それに十分に正面から対応していかなければならないというふうに思っています。これは、私ども職員一人ひとりが納税者の方にどのような形で接してきておるのか、またその方と大口町がどのような形でつながっておるのか、個々ケースは違うというふうには思いますけれども、そういう中で、私ども、あるいは私どもの先輩諸氏がその方とどのような経過をたどってこられたのか。そういう中で、少しでも、町民の方は言うに及ばずでございますが、大口町と関係のある方も含めまして、町として誠心誠意おつき合いをしていくということが必要であるというふうには十分考えております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） どのように影響していくか、いまひとつよくわからなかったんですが、今おっしゃったように逆のこともよくあります。例えばの話ですが、大口町出身でほかの自治体で一生懸命活躍してみえる、大いに活躍してみえる方、そういう方々に大口町の方へ還元していただく。そういったことも考え方によってはこれから期待できるんじゃないか。そんなふうに私考えるんですが、出ていく方と入ってくる方といろいろあるかと思うんですが、これからそういった還元をしていただくような努力もある程度必要ではないか。いわゆる宣伝というといささかオーバーですが、この大口町がさらに還元していただくような、そういった努力、今おっしゃったかと思いますが、そういう努力もぜひこれから継続的に進めていただきたいなと、そんなふうに思っております。最後に、いかがでしょうか、そういう点。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 特別に今の段階で、先ほど御質問があった影響等ですか、そういうようなことについては、実際に試算、あるいは比較検討したわけではございませんので、御質問の趣旨の回答にはなっていなかったかというふうには思いますけれども、今もお話をしましたように、今、大口町が取り組んでおります今の時代に合った一つ一つの取り組み、こういうものを確実に形にしていく、進めていくということがまずもって大事なかなというふうに思っています。それが地域、あるいはもっと広い地域の中で皆さんに評価を受けて、今お話がありましたような大口町に対する還元というんですか、そんなようなものも形としてあらわれ、そういうものに結びつくんじゃないかなというふうに期待をしておりますし、その

ように私どもも日々努力をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第31号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第32号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第33号 大口町手数料条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ちょっと教えてほしいんですが、要するに手数料が上がるんですか。何なのか、よくわからないんですよ。どうしてこういうものが出てきているのかというもとのものがわからないです。手数料条例の一部改正というふうに書いてあるんだけど、手数料が上がるのか、どういうふうなのかということがさっぱりわからない。それをちょっと教えてください、まず。

議長（吉田正輝君） 生活課長。

生活課長（村田貞俊君） 吉田正議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨は、戸籍法が一部改正されました。そういった中で、大口町の手数料条例に当たっては、条文を上げる形の中の条例制定をしておりますけれども、そういった中で条文が変わってきました。例えば第10条というものが、今回の場合、12条に変わってきました。そういった違いの部分の条例の一部改正ということで、基本的に手数料の金額は全く従来と同じということになっております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第33号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 新と旧の対照表を見ますと、監査委員は、新しい方は、60日以内に意見

をつけて町長に提出しなければならないというふうに書いてあります。旧の方は、40日以内に意見をつけて町長に回付しなければならないというふうになっていますけれども、40日から60日になることによって、例えば決算の議会における審査、そういうものが変わったりするのでしょうか。どういうふうなんでしょうか。ちょっとそこら辺わからもんですから、教えてください。

議長（吉田正輝君） 監査委員事務局長。

監査委員事務局長（掛布賢治君） 吉田正議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、今までの「40日以内に意見をつけて回付」という表現を「60日」と日数を20日延ばしておりますけれども、まずこの件でございますけれども、決算審査に加えて、新たな健全化の判断比率を審査するというので、新たな項目が加わったことによりまして日数がかかるであろうという想定のもと、延長させていただくものでございます。

また、決算審査とは別に、今回の判断比率の審査をするということになるかと思っておりますけれども、決算の認定につきましては、今までどおり9月議会で認定をさせていただくことになるかと思っております。それで、判断比率の報告につきましては、審査という、議会の認定に付すというような法律的な規定がされておられませんので、これについては議会の方へ報告すれば足りるということで理解をしております。したがって、これは議会中になるのか、ちょっとまだわかりませんが、9月の末までに報告をするというようなことで文書等が来ておりますので、9月中には議会の方へ報告させていただくことになると思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第34号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、後期高齢者支援金については賦課限度額を12万円とするということになっていますけれども、例えば後期高齢者医療制度の保険料については2年置きに見直すということになっていますよね。介護保険だと3年に1度だったと思うんですけども、後期高齢者医療の保険料は2年に1回ずつ見直しをしなくちゃいけないことになっていますね。平均的な後期高齢者医療の保険料は、国が示したのは7万2,000円ぐらいだったと思うんですけど、年額。それが、厚生労働省は何を言っておるのかということ、今の団塊の世代の人たち、昭和20年生まれぐらいの人たち、あと十二、三年ぐらいたつとそういう人たちが75歳になるわけです。

けれども、そのときにはその7万2,000円の保険料が16万円になるという試算を厚生労働省は出しているんだそうです。今のところ、後期高齢者医療の保険料というのは1割負担ということに一応なっていますけれども、その段階では1割負担ではないんですね。10%の負担じゃないんです。もう16%ぐらいの負担になっちゃうんです。当然そうなると、後期高齢者支援金というのも2年に1回ずつ限度額というのがどんどんどんどんふえていく可能性があるということ、そういう理解でいいんでしょうか。それをちょっと教えてください。

それから、次の一部改正要旨の15ページですけれども、第6条関係というのがあって、特定世帯の定義を規定するということがここに書いてあるんですけども、その中で、低所得者に対する国保税の軽減や世帯割で賦課される国保税の軽減、もうちょっとこれ、表にでもしていただいて、例えば具体的に、今までこういう国保税だったんだけど、これが軽減によってこうなりますよということがわかるような、そういう例みたいなやつを挙げていただくと非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、またそれもぜひ提出していただけないでしょうか。ここに軽減額というのが一応並べてあるんですけども、しかし、この軽減額を見ておっても、これでは具体的にどうなるのかというのがよくわからんもんですから、ちょっと例を挙げたもので一覧表にしたものをぜひ出していただきたい。今、手元になれば、また後日でも結構ですので、ちょっとそうしたものも用意してください。以上です。

議長（吉田正輝君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 2点御質問をいただきました。

まず、後期高齢者支援金分の限度額12万円でございますけれども、これにつきましては、4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、また地方税施行令の一部を改正する政令等によりまして、限度額が12万円というふうに定められております。大口町につきましては、2月の国民健康保険の運営協議会等におきまして御決定をいただき、限度額を12万円ということで設定をさせております。ただ、議員言われるような支援分につきましては、当然大口町の医療費により額が変わってくるというようなことでありますので、また今年度、国民健康保険の運営協議会等におきまして見直しを図るというような方向で検討していきたいというふうに思っております。

それと、2点目のわかりやすい資料ということでございますけれども、今、手元ございませんので、それはまた後日提出をしていきたいというふうに思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 後期高齢者支援金の課税額について、これがどんどん上がっていくんじゃないかというふうで、私質問させてもらいましたけれども、それについて、そうではないと

ということも言われませんでした。恐らく上がっていくんでしょう、このままいくと。実は後期高齢者医療制度というのは75歳以上の人だけが対象なのかと思いきや、そうじゃないということですよ。それ以下の人たちも保険料を払ってみえる人たちが支援をするという制度がつけ加わりましたので、要するに働いておる人たちがみんな関係してくるということがこれを見ても明らかです。これ、国保の例ですけど、社会保険も同じように後期高齢者支援金制度というのでできていまして、公務員の皆さん方も多分5月分の給料から引かれている保険料が上がったとか、加入している健康保険組合とか、そういうものによってはそういうところもあるみたいですね。ですから、そういう意味では、賦課限度額を12万円とするということで、大口町の場合は全体としては値上げはしなかったわけですが、しかし、今後、これがどんどん膨らんでいく、そういう可能性が十分あるということをやっぱり町としても認識していただくと同時に、そうした負担をすべて加入者の皆さん方に押しつけていいのかどうなのか、そこら辺の議論をよく内部でもすべきじゃないかなというふうに思います。

できれば後期高齢者医療制度というのは廃止をしていただいて、もとの老人保健医療制度、そうした制度にまず戻していただいて、そうした中で考えていただくのがベストであろうというふうに思いますけれども、健康福祉部長さんの所見を伺っておきます。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 再質問で3点ほどいただきました。今後も支援金がふえていくのではないかというような、まず御質問でございますが、当然75歳、あるいは一定の障害を持った65歳の方が加入されてみえる後期高齢者医療制度につきましては、今後も政府の見込みの中では医療費が増加していくということでございますので、仕組みとしては、現在は保険料が1割、支援金が4割、あるいは公費で5割というような仕組みになっておりますが、医療費としてのパイがふえれば、当然ふえていくというふうには考えております。ですから、支援分もふえていくというふうに理解はしております。

こういう認識をしておる中で、支援分についての負担をさせないと、できるだけ低くというようなことを議論すべきではないかという2点目の御質問をいただきましたが、この点につきましては、先ほども課長から少しお答えしましたように、国保運営協議会の方でまた21年度に向けての見直しも検討していかなければならないというふうに考えておりますので、るる御意見をいただく中で、できるだけ抑えるような方向がとれたらなというふうに現在のところは考えております。

それから、後期高齢者医療制度をやめて、老健制度に改めて変えたらどうかというような御提案でございますが、今回の後期高齢者医療制度につきましては、趣旨としましては、私は個人的には反対するものではございません。ただし、少し導入が早かったかな、あるいは制度そ

のものに少しつけ焼き刃的な考え方があったのかというようなことにつきましては問題意識を持っております。ここで行政としてできますことは、町民へのできるだけ適切な情報提供については当然行政が積極的にやらなきゃならないというふうに今考えております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第35号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時33分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 8ページ、9ページですけれども、職員研修事業というのがありまして、200万円新たに補正予算がついていますけれども、人事評価システムだとか、それから組織マネジメントだとか、そういう研修だというお話なんですけれども、要するに人事評価システムを導入して、給料で差をつけようということですよ、今、町が行おうとしていることは。具体的にこの評価によってどういう給料の差が出てくるんですか。ちょっと教えてください。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 今回、研修開催委託料の追加補正をさせていただきました。今、議員が言われるとおり、人事評価制度の研修と、それから組織マネジメントの研修を予定させていただくものであります。

それで、人事評価制度の研修というのは、今、施行を検討した中で、試行を始めた段階でありまして、職員個人が目標を設定して、それから期間を現在一月程度の短期間で試行させていただいておるものですが、その期間が終わってから、その達成度、実績を評価するものであります。それで、上げさせていただいたのは、目標設定につきまして、職員が同じ認識を持つようということで、目標設定の研修が125万円予定しております。それと、今言いました評価する段階、実績の段階での実績評価にかかわります研修について125万。それと、組織マネジ

メント、総合計画でも組織機構改革等を掲げております。組織とはどうあるものかといったようなことで、これは課長補佐級を対象としまして100万といったようなことで、200万円が不足するということをお願いしたものでありまして、それで、今年度、人事評価の試行を2回ほど予定しております。また夏から秋にかけて2回目も実施して、それで研修と加えまして、職員の認識を同じようにし、来年度は人事評価制度を本施行といたしますか、本番を迎えるというような計画を持っております。

それで、今言われます給与への反映であります、その実績によりましてランクがございます。ランクによりまして、一生懸命やった職員、達成度の高い職員については給与の方に反映していきたいと思っておりますが、まだその段階まで、私ども、まだ構成ができておりませんので、今のところはどうやって目標を設定するか、どうやって評価をするかという試行の段階ですので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 要するに今、試行の段階だということで、年2回、今のところ試行でやられるということですが、自分で目標を設定して、実績を自分ではかるんですか。上司がはかるんじゃないんですか。両方ですよ。そうしますと、達成度によって給料を高くすることですけれども、じゃあ全員の職員が達成度が高いというふうになった場合は、全員の職員の給料を、今まで4号ずつ上がるようになっておりますけれども、これを、例えば倍の8号上げるかといったら、そういうこともやるんですね。そういう認識でいいんですか。

議長(吉田正輝君) 行政課長。

行政課長(前田正徳君) 先ほども言いましたが、まだどれだけの職員をどういう割合で上げるかということはまだ定めておりません。現在は4号級のアップなんです、それがまだ考えておる段階では、4号級、あるいは達成度が高い職員については、それが6とか、あるいは8とか、あるいは達成度の低い職員については2という場合もあり得るかなと。今のところはそんなことを考えておる段階であります。

それから、達成度の判定評価であります、まず職員が自己評価をしていただくと。それから、評価者と面談をして、評価者がまた面談の上でその達成度を評価すると。そういったようにしていきたいと考えておるところであります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) その達成度というのは、一体目で見えるようなものがあるんですか。公務員の場合というのは、目で見えるようなものというのはなかなかないと思うんですよ。例え

ば窓口でお客さんに応対するとしますよね。基本ですよ、こんなことは。だけど、例えばそこでいい応対をしている人が必ずしもいい評価を受けるのかということ、そうでもない。そういうことだってあり得るわけですよ。お客さんから見たら、あの人は本当にようやってくださるいい人やにというようなことがあったとしても、そうではない評価を受けることもあるんじゃないかなと思うんですね。そういうことだとすれば、こういう人事評価、こういうものを導入するというのは、非常に恣意的な不公平な面がこれからたくさんついて回るだろうと。本人も納得ができないようなこともね。今、大口町でもグループ制をしいておるわけですよ。グループの中で仕事を回していこうとしておるわけですが、本当に評価するのであれば、グループ全体の評価をしないといかんと思うんですね。1人だけが満塁ホームランを打つわけじゃないんだから。3人の人が塁をきちんと埋めてくれて、それでホームランを打てば満塁ホームランになるわけですね、野球の場合でいけば。ホームランを打った人だけの評価する。それが本当に正しい評価なのかどうなのか、こういうことが私は言えると思うんですよ。だから、本当はこういうものを導入すると、悪い言い方をすると、足の引っ張り合い、こういうことも起こり得るんですよ。全体で評価してもらわないと。それぞれの役割役割というのがあるわけですからね。だから、私は、こういう人事評価制度というのには本当はやらない方がいいというふうに思うんです。それでも、やらなければならない何か根拠みたいなものというのはあるんですか、大口町として。もしあったら教えてほしいんですけども。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 初めに、達成度ですけれども、あらかじめ目標設定の段階でどこまでできるかという割合をランクづけしておきます。その目標が数値的なものであれば、はっきりと達成度が出るわけですが、そうでないものであっても、仕事がミスなくできたとか、あるいは、先ほど議員さん言ってみえたように、住民からお褒めの言葉があったとか、そういったことも判断の中に入れて評価できるものにしたいと思っております。

それから、グループでの評価ということを言われましたが、目標設定するときに、課の中のミーティング、あるいはグループ内のミーティングをやりまして、重点項目とかいったようなことをミーティングで確認し合います。その中で目標を設定するわけですが、グループの中に属していれば、それぞれの役割はあるわけですが、目標も、タイトルといいますか、それは同じようなものが掲げられる場合もあります。それで、グループとして成果が大きなものであれば、そのグループに属している職員はそれぞれの達成度が高くなるものと思います。

それと、どうしてもやらなければならないかということでしたが、地方公務員法だったと思いますが、職員の勤務評定をしなければならないというような規定がございます。それに基づいての人事評価と、先ほどからお話ししておりますように地域手当がなくなるということもあ

りまして、そちらの方に給与への反映ができればということで、何としても進めていきたいと考えております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第36号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 地域包括支援センターの保健師さん、正規の職員の方が退職になったことに伴って、臨時の保健師さんの雇人料というお話ですけれども、正規の保健師さんが退職されたわけですので、そうしますと、正規の方をまたここに投入して地域包括支援センターで働いていただくことは私は当然だというふうに思うんですけれども、いつ採用されるんですか、正規の方を。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 21年度採用職員の中に保健師の採用も含めております。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） その21年度の保健師の採用の枠の中には、この地域包括支援センターの保健師さんの割り当てもあるということですね。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 既に21年度の職員採用につきましては、ホームページ、あるいは広報等で周知をするような、また既に周知されておる部分もあるわけですけれども、そこで保健師という職種の職員についても1名程度採用するというので公募をかけております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） これをもって、議案第37号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第38号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第39号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第40号 大口町道路線の廃止について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第40号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第41号 大口町道路線の認定について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第41号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第42号の質疑を終了いたします。

税務課長に発言を求められておりますので、許します。

税務課長。

税務課長(松浦文雄君) 先ほどの吉田議員さんからの質問についてお答えさせていただきます。

28ページの中の条約適用配当とか、いろんな条約関係の言葉が出てくるけど、その内容はという質問であったかと思えます。

この関係については租税条約の内容になっており、国際的な二重課税の回避や脱税の防止等

の関係等々を目的として、2国間において国際課税のルールの締結をしている条約のことでございます。

29ページの法人の均等割の表の中の2項の1号アに掲げる法人に係る部分についての内容ですけど、今回の改正においては、公益法人の制度改正により、新旧対照表の33ページ、34ページ、35ページ、法人の区分の33ページの左の新条例の法人の区分1のアについては、旧条例35ページ、9項の前各号に掲げる法人以外の法人等ということで、年額5万円が前後を変えて、上部に変わったということで、旧条例はその他ということで、法人以外の法人をすべて「等」で表現していた内容を、内容を精査し、わかりやすくしたということで、ア、イ、ウ、エ、オという内容になっております。特にアの中の29条6号第1項の規定においては、該当と認められる法人においては37法人、それと、別表の第2に規定する法人においては、こちらの方もかなり多い法人が入っております。例えば行政書士会、漁船保険協会、健康保険組合、職業訓練法人、土地家屋調査士会、労働組合、労働災害防止協会等々、すべてで116社が該当しております。以上です。よろしく申し上げます。

議案の委員会付託

議長（吉田正輝君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第41号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第41号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

請願の委員会付託

議長（吉田正輝君） 日程第3、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件であります。

会議規則第90条の規定により、請願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日以降は、各常任委員会開催のため休会とし、6月16日月曜日午前9時30分から本会議を

再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午前11時06分)